

平成22年度 児童虐待防止対策支援事業実施要綱一部改正新旧対照表 (案)

改正案	現行
<p>「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号）」の別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 事業内容 下記の1～12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (略)</p> <p>2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、<u>家族の再統合を目指した積極的な指導や未然防止の強化が求められている。</u> 児童虐待を行う又は育児不安等を抱える保護者は、自身の心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。</p> <p>(2) 事業内容 <u>次の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて選択し、実施すること。（複数実施も可能とする。）</u></p> <p>① <u>カウンセリング促進事業</u> ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、<u>子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施するものである。</u> なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。</p> <p>イ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。</p>	<p>「児童虐待防止対策支援事業の実施について（平成17年5月2日雇児発第0502001号）」の別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 事業内容 下記の1～12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (略)</p> <p>2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、<u>家族の再統合を目指した積極的な指導が求められている。</u></p> <p>児童虐待を行う保護者は、<u>自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。</u></p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て実施するものである。</p> <p>なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。 <u>さらに、家族療法事業を実施する場合には、下記②に加え、③の条件を付加すること。</u></p> <p>② 精神科医等の役割は、次のとおりとする。</p>

改正案	現行
<p>(7) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うものとする。</p> <p>(イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。</p> <p>(ウ) 援助方針会議で保護者に対する心理療法の決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。</p> <p>② 家族療法事業</p> <p>ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、<u>治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。</u></p> <p>イ <u>子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。</u></p> <p>ウ <u>事業の実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。</u></p> <p>エ <u>（削除）</u></p> <p>エ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。</p> <p>③ <u>ファミリーグループカンファレンス事業</u></p> <p>ア <u>本事業は、保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供するものである。</u></p> <p>イ <u>本事業は、アに掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことにより実施することを基本とする。</u></p> <p>ウ <u>話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者等とのグループ討議</u></p>	<p>ア 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的診断を行うものとする。</p> <p>イ 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。</p> <p>ウ 援助方針会議で保護者に対する心理療法の決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。</p> <p>③ 家族療法事業</p> <p>ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、<u>心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。</u></p> <p>イ 児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して、<u>子ども及び保護者の治療計画（プログラム）を作成し実施すること。</u></p> <p>ウ <u>実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。</u></p> <p>エ <u>当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。なお、その場合の非常勤職員が有する資格については、9の「24時間・365日体制強化事業」（3）に記載の任用資格が必要であること。</u></p> <p>オ <u>事業終了後は、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。</u></p> <p>【新規】</p>

改正案	現行
<p>を実施するなど、複数の保護者等について合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。</p> <p>④ 宿泊型事業</p> <p>ア 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行うことを目的とする。</p> <p>イ この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(7) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、家族再統合や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族</p> <p>(4) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族</p> <p>ウ 事業内容</p> <p>個々のケースに応じて次のような事業を実施</p> <p>(7) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練</p> <p>(4) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議</p> <p>(7) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り</p> <p>(2) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言</p> <p>エ その他</p> <p>宿泊期間は個々のケースに応じて設置することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせることも差し支えない。</p> <p>(3) 留意事項 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。</p> <p>3 医療的機能強化事業 (略)</p> <p>4 法的対応機能強化事業 (略)</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略)</p>	<p>【新規】</p> <p>(3) 留意事項 (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>3 医療的機能強化事業 (略)</p> <p>4 法的対応機能強化事業 (略)</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略)</p>

改正案	現行
<p>6 専門性強化事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容 <u>次のいずれかの事業を実施すること。</u></p> <p>① <u>専門家養成のための実践的な研修の実施や中央研修への参加派遣</u></p> <p>② ～③ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>7 一時保護機能強化事業 (略)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 (略)</p> <p>② 民間団体との連携</p> <p><u>ア 民間団体活動推進事業</u> 都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。</p> <p><u>イ 民間団体育成事業</u> <u>都道府県は、児童相談所が行う保護者指導を委託する民間団体を育成するため、都道府県自ら又は先駆的な民間団体等に委託して、育成が必要な団体が当該事業を実施できるだけのスキルアップを図れるよう、当該団体へのアドバイザーの派遣や当該団体の職員の先駆的な民間団体での実地訓練等を実施する。</u></p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 (略)</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会) (略)</p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 (略)</p> <p>12 保護者指導支援事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容</p>	<p>6 専門性強化事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 専門家養成のための実践的な研修</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p> <p>7 一時保護機能強化事業 (略)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 (略)</p> <p>② 民間団体との連携</p> <p>都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。</p> <p>【新規】</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 (略)</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会) (略)</p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 (略)</p> <p>12 保護者指導支援事業</p> <p>(1) 趣旨 (略)</p> <p>(2) 事業内容</p>

改正案	現行
<p>①～② (略)</p> <p>③ 実施要件 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。</u></p> <p>(3) 留意事項 (略)</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>	<p>①～② (略)</p> <p>③ 実施要件 ア～ウ (略)</p> <p>(3) 留意事項 (略)</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>